

教職員各位

新型コロナウイルス緊急対策本部

2021年度後期 教職員の感染防止対策について
(5月11日からの更新)

日頃は新型コロナウイルス感染症防止対策にご尽力いただき有難うございます。

後期が間もなく始まろうとしています、デルタ株が猛威を振るっており、感染防止に努めながら後期を迎えることとなります。更なる感染防止に努めご対応をよろしくお願いいたします。

なお、この度の更新の主な変更・追加点は青色マーカー箇所です。

本件は、大学HP → **【重要】** 新型コロナウイルスに関するお知らせ～本学の対応についてのご連絡～ → 教職員へ <https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/news/detail/?id=305> にも掲載されています。

授業に関することは、教育力～授業サポート BOOK2021 後期～でお知らせしますが、追加・変更等が生じた時はメールでお知らせし、manabaにも掲載します。

記

1 感染防止対策

- ・ 3密（密閉空間、密集場所、密接場面）は当然ですが、1密も避けてください。
- ・ マスクは必ず着けてください。変異株の影響によりマスクを着けていても感染例が出ています。マスクを着けていても会話は極力控えてください。マスクを外しての会話は絶対にしないでください。
- ・ 食事中に感染したケースが多く報告されています。食事は黙食してください。
- ・ 校舎に入る際には、設置してあるアルコール消毒液を使用するか、石鹸と流水でよく手を洗うようにしてください。また、こまめに手指消毒をしてください。
- ・ 研究室、事務室、会議室、休憩室などの換気扇のスイッチは常時ONにしてください。換気設備が十分でないところは、可能な限り廊下側と窓側を対角に開けるなど自然換気に努めてください。
- ・ 会議等は極力オンラインで開催してください。やむを得ず、対面で開催する時は、感染防止対策を徹底（短時間、会話は最低限、大声を出さない、換気など）した上で開催してください。
※機密情報ファイルの取り扱いに関してご不明な点がある時は、情報ネットワークセキュリティ委員会担当学長補佐（桐原）または財務部システム担当にご照会ください。
- ・ 出張は自粛してください。やむを得ず出張する時は、目的地の自治体が出す最新情報を確認し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 海外への渡航は禁止します。
- ・ 厚生労働省HP 感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイトを参照してください。
<https://corona.go.jp/proposal/>
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールされていない方は、イ

ンストールすることをお奨めします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ・新型コロナウイルスの接種は法律により努力義務となっています。重症化リスクを減らすとされていることから接種を推奨しますが、強制するものではありません。また、接種を受けない人を差別することは禁止します。ただし、ワクチンパスポートが制度として導入された場合は出張等の許可など業務に影響する可能性があります。

2 体調管理および記録の作成

- ・毎日体温を測定し、別添1「体調確認シート業務行動歴」に記録してください。学内で陽性者が出た時は、大学が提出を求めることがあります。
- ・私生活の詳しい行動記録を大学が求めることはありませんが、保健所から求められた際に過去の行動履歴等を答えられるように日頃から記録しておいてください。

3 感染が疑われる症状が出た時の対応

- ・感染が疑われる発熱・咳・鼻水などの風邪症状がある方は出勤禁止とします。該当者は速やかに大学保健センターに連絡してください。
- ・症状が治まっても許可がないと出勤できませんので、大学保健センターに連絡してください。症状をみて出勤を許可します。それまでは在宅で仕事をしてください。
- ・その他の症状については、大学保健センターまたは医療機関にご相談ください。
- ・出勤後に軽度の症状が出た場合は、電話連絡のうえ大学保健センターで抗原検査を受けてください。
- ・感染が疑われる際の受診に関しては、かかりつけ医等の近隣医療機関または各自治体の受診・相談センターに相談してください。

医療機関情報および受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

4 濃厚接触者に該当すると保健所から連絡があった時の対応

- ・保健所の指示に従って自宅待機してください。出勤禁止としますので在宅で仕事をしてください。
- ・該当者は速やかに大学保健センターへ連絡してください。

5 PCR検査を受けることになった時の対応

- ・感染が疑われる症状が出た、または濃厚接触者に該当すると保健所から連絡があり、PCR検査を受けることになった時は速やかに大学保健センターに連絡してください。結果が出るまで在宅で仕事をしてください。結果が判明次第、連絡してください。
- ・検査結果が陽性だった時、保健所の指示に従って療養してください。
- ・陽性者および陽性者と接触した学内関係者について、保健所と連携しながら対応します。
- ・職場復帰の際、PCR検査の陰性結果や医療機関の証明は不要ですが、大学の許可があるまで出勤はできません。療養期間中、体調確認などの連絡が取れるようにしてください。
- ・陽性になったことで不利益な取り扱いや差別等を受けることはありません。

6 同居の家族に感染が疑われる症状が出た時の対応

- ・同居の家族に感染が疑われる発熱・咳が続くなどの症状がある時、愛知県の感染状況の宣言が、オレンジ（まん延防止等重点措置、厳重警戒等）またはレッド（緊急事態等）の時は出勤禁止とします。家族の症状が治まるまたは家族が医療機関で診察を受けコロナによる症状でないことを確認した上で出勤してください。それまでは在宅で仕事をしてください。

なお、愛知県の感染状況がイエロー（警戒領域等）以下の時は出勤禁止としませんが、感染予防を十二分に施し業務にあたってください。

愛知県の感染状況の宣言等はこちらからご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

- ・同居の家族が濃厚接触者に該当した時は、該当者の PCR 検査結果が陰性であり症状が無ければ出勤しても構いませんが、陰性であっても症状がある時は出勤禁止とします。家族の症状が治まるまでは在宅で仕事をしてください。
- ・上記に該当する時は、速やかに大学保健センターへ連絡してください。

7 その他

- ・言うまでもありませんが、新型コロナウイルスに罹患した方や濃厚接触者となった方に對し、差別に繋がる発言や行動はしないでください。
- ・出勤禁止になった時の取り扱いについては、管理監督者または人事担当にお問い合わせください。
- ・本学設備の消毒・換気の基本的な考え方は、別添2の通りです。
- ・通常授業以外で本学の施設を使用する際、使用日に緊急事態宣言が発出されている状況（見込みも含みます。）であれば、施設使用願とは別に別添3「施設使用に伴う感染症対策に関する届」を施設使用日の2週間前を目途に大学事務部長を通し学長に申請してください。感染防止策・参加者名簿・着席簿等は、緊急事態宣言の発出の有無にかかわらず主催者側で一カ月間の保管をお願いします。

以上

体調および業務中行動履歴 記録シート（教職員）

* 毎朝各自で検温し、症状の有無を記入してください。感染が判明した場合、業務中の行動履歴が求められます。

所属：		氏名：										
日付 (月)	曜日	体温 (℃)	症状があれば記入してください									業務中の行動記録 (立ち寄った場所・対面で会 話したが人わかるように)
			咳	息切れ	のど痛	倦怠感	頭痛	下痢	吐気	嗅・味覚障害	その他の症状	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												

本学設備の消毒・換気の基本的な考え方

表題の件について、下記の通りお知らせしますのでご対応をよろしくお願いいたします。

この基本的な考え方を作成するにあたっては、文部科学省から出されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下、マニュアル) および「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について(周知)」を参考にしています。

なお、マニュアルでは消毒を「普段の清掃のなかでの消毒」と「感染者が発生した場合の消毒」に分けています。ここでは、「普段の清掃のなかでの消毒」を「消毒」と表現します。

「感染者が発生した場合の消毒」は保健所などの指導のもと行います。

記

消毒に係わる基本的な考え方

マスクを外した状態で過ごす場所、マスク着用であっても声を多く発する場所、多くの人が頻繁に触る箇所を新型コロナウイルスに有効とされている界面活性剤(nite 発表)を使用し、適宜消毒してください。具体的には次の箇所です。なお、不明な点は保健センターにお問い合わせください。

- ・学生食堂の机、昼食を摂る可能性があるラウンジや教室の机
- ・教室の端末操作画面やマイク
- ・パソコン教室等のキーボードやマウス(マスクを外さず、飛沫が飛ばない部屋は消毒不要)
- ・実験実習室の消毒を必要とする備品等(マスクを外さず、飛沫が飛ばない部屋は消毒不要)
- ・ドアノブやエレベータボタン等の多くの人が頻繁に触る箇所

【参考：マニュアルから抜粋】

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。

換気に係わる基本的な考え方

教室等すべての部屋の換気扇のスイッチは常時ONにしてください。その上で、可能な限り廊下側と窓側を対角に開けるなど自然換気に努めてください。

なお、本学において、換気扇使用時の部屋（授業時の教室を含む）の二酸化炭素濃度を計測した結果、平均濃度は600ppm以下であり基準を満たしていることを確認しています。

【参考：マニュアルから抜粋】

・換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

・機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能です。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

施設使用に伴う感染症対策に関する届
(施設使用日の2週間前を目途に提出ください。)

使用申請者	
主催団体名	
会合の名称	
使用日	
時間	
使用施設名	
参加者数	人 (参加者リストは別に作成し保管してください。)
感染症対策	

※ suwa@kinjo-u.ac.jp へ添付書類としてご提出ください。